

犯罪多発警報 発令通知内容 (5月20日発令)

発 令 者 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議会長（嘉田知事）

発令対象種別 子ども対象犯罪（ ）多発警報
 女性対象犯罪（痴漢等）多発警報
 高齢者対象犯罪（ ）多発警報
 その他犯罪（ ）多発警報

発 令 期 間 発 令 平成25年5月20日（月）から平成25年5月29日（水）まで

発 令 地 域 県内全域
 地域指定
 大津地域 南部地域 甲賀地域
 東近江地域 湖東地域 湖北地域
 高島地域

※県内7圏域について

大津地域：大津市

南部地域：草津市、栗東市、守山市、野洲市

甲賀地域：甲賀市、湖南市

東近江地域：東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町

湖東地域：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖北地域：長浜市、米原市

高島地域：高島市

発生の主な特徴

- ・ 約8割は、平日の発生
- ・ 午後3時から4時台、及び午後9時から10時台に被害が集中
- ・ 10代後半及び20代前半の情勢の被害が多い
- ・ OL等の有職者、高校生、大学生の被害が多いが、小学生の被害も発生している